

官報

号外 昭和三十九年四月三日

第四十六回国衆議院會議録第二十一号

昭和三十九年四月三日(金曜日)

議事日程 第二十号

昭和三十九年四月三日

午後二時開議

第一 原爆被爆者援護強化に関する決議案(田中正巳君外六十名提出)

(委員会審査省略要求案件)

第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めるの件

第三 国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(参議院送付)

第四 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

国立学校特別會計法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 原爆被爆者援護強化に關する決議案(田中正巳君外六十名提出)

日程第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めるの件

日程第三 国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(参議院送付)

日程第四 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時九分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

国立学校特別會計法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(船田中君) おはかりいたします。参議院から、内閣提出、国立学校特別會計法案が回付されております。この際、議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。国立学校特別會計法案の参議院回付案を議題といたします。

国立学校特別會計法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和三十九年四月三日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中殿

附則

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

4 この法律施行の際一般會計に所屬する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この會計に歸屬するものとする。

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数、よつて、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

日程第一 原爆被爆者援護強化に關する決議案(田中正巳君外六十名提出)
(委員会審査省略要求案件)

○議長(船田中君) 日程第一は、提出者より委員会の審査省略の申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。日程第一、原爆被爆者援護強化に關する決議案を議題といたします。

原爆被爆者援護強化に關する決議案

右の議案を提出する。
昭和三十九年四月二日

提出者 田中 正巳外六十名

賛成者 相川 勝六外三百六十三名

原爆被爆者援護強化に關する決議

原爆被爆者に關する制度として、昭和三十二年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、被爆者の健康管理及び医療措置が行なわれているが、原爆被害者に対する施策としては、なお十分とは認めがたい。

よつて政府は、すみやかにその援護措置を拡充強化し、もつて生活の安定を図るよう努めるべきである。右決議する。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。松山千恵子君。

〔松山千恵子君登壇〕

○松山千恵子君 ただいま議題となりました自民、社会、民社三党共同提案なる原爆被爆者援護強化に關する決議案について、提案者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

まず、決議案の案文を朗讀いたします。

原爆被爆者援護強化に関する決議案

原爆被爆者援護強化に関する決議案
八十余を経たが、今日なお白血病その他被爆に起因する患者、死亡者の発生をみており、その影響が存続していることは憂慮に耐えないところである。

原爆被爆者に関する制度としては、昭和三十一年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、被爆者の健康管理及び医療措置が行なわれているが、原爆被害者に対する施策としては、なお十分とは認めがたい。

よつて政府は、すみやかにその援護措置を拡充強化し、もつて生活の安定を図るよう努めるべきである。右決議する。

〔拍手〕

以上であります。
御承知のとおり、昭和二十年八月、広島、長崎に投下されました原子爆弾は、両市民のうち約十万人を死に至らしめ、行くを不明その他重傷者約八万人、罹災した者二十数万人を数え、生存者においても、白血病、原爆性ケロイド等の特異な症状にさいなまれ、今日なおこれに起因する死亡者があとを断たないところでありました。

この対策としては、昭和二十九年より三十九年間、これが治療方法を確立するため、予算を計上して治療方法の調査研究が行なわれ、その結果に基づき、昭和三十一年三月、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、被爆者の医療並びに健康管理を中心として、その施策が進められてきたところであります。その後、被爆者の実情並

びにわが国経済力の成長と相まって、その援護についても、年々強化をはかめられたい。
これが本決議案の提案趣旨であり、何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

に二回にわたつて特別被爆者の範囲を拡大する等、数次にわたつて改善が重ねられました。今日まで三十数億円の国家予算により、二十六万人に及ぶ被爆者の把握、延べ六十五万人の健康診断の実施、十五万人の特別被爆者の登録、約五千人の原爆症患者の治療等が行なわれており、昭和三十一年度においては、これら被爆者援護のため、十三億円の予算が計上され、その対策が推進されることでありまして、被爆者のために、いささか心の安らぐものがあるものでございまして。

しかしながら、原爆被爆者が今日なお置かれていた特別な状態に対応する援護措置は必ずしも十分とは言いがたく、より一層の健康管理並びに医療の強化はもとより、就職、結婚等における原爆被爆者の社会的遊離の解消等に対しては、医学上の正しい見解に立脚して、この問題の打開につとめることが必要であり、また、被爆者の老齢化等、今日における被爆者のさらに正確な現状の把握につとめ、実情に即した援護措置を強化することが、今後に残された問題であります。(拍手)

政府は、今後、健康管理、医療の徹底を期するとともに、日常生活における被爆者の不安の解消、社会的理解の増進等に努力し、また、各種福祉制度の十分な活用をはかり、もつて被爆者

を心身両面においてあたたかく援護し、その生活の安定に役立つようつとめられたい。
これが本決議案の提案趣旨であり、何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

を心身両面においてあたたかく援護し、その生活の安定に役立つようつとめられたい。
これが本決議案の提案趣旨であり、何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。河野正君。
〔河野正君登壇〕
○河野正君 私は、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党三党を代表いたしまして、ただいま提案せられました原爆被爆者援護強化に関する決議案に賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

思えば昭和二十年八月、広島、長崎両市に投下された原子爆弾は、両市民の大半のとうとい生命を奪い、また、その被爆者の数は実に二十九万余に及んだのであります。わが国医学史上かつて経験させざる特異な障害を残し、その惨状は全く筆舌に尽くしがたく、今世紀最大の悲惨事であつたのであります。

御承知のごとく、原子爆弾による障害は全く特異的なもので、特に熱風、爆風、放射能障害は、肉体的にも精神的にもきわめて深刻なものがございまして、すなわち、外部障害者は、幾度かの手術も効果なく、ケロイドは暑さ寒さに耐えがたき疼痛を覚え、人間としての氣力を失いつつあるのであります。また、放射能による血液疾患に対しましては、医学上いまだ完全な治療方法が発見されず、遠い海外からの慰問や激励にもかかわらず、千羽ヅルの塔の悲願もむなしく、毎年数十人が死亡し

ている現状であります。さきにも申し述べたごとく、その被害の深刻さは、外部障害者より一層悲惨なものであります。
しかるに、投爆後二十年をけみした今日も、なお三十万に近い被爆者は、ある者はその苦痛に呻吟し、ある者は死の恐怖におびえ、またその家族は常に不安にかられているのであります。中でも、身寄りをなくした六十歳以上の原爆孤老のみじめな姿は言語に絶するものがあるといわれております。もちろん、今日、広島、長崎両市に投下された原子爆弾の被爆者に対し、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律によりまして、その健康の保持及び向上がはかられてはいるのでありますが、医療手当をはじめとし、その実態はまことに微々たるもので、全く不十分なものと断ぜざるを得ないのであります。同時に、それらの被爆者に肝要である生活保障の面が等閑に付されていることは、まことに心外に存するものであります。

昭和三十一年二月七日の東京地方裁判所におきます広島、長崎原爆判決は、その判決文の中で、広島、長崎に對する原爆投下は國際法に違反するものと断定し、さらに判決文は、国家は、みずからの権限のみならず、国民の責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだ、しかも、その被害の甚大さはとうてい一般災害の比ではない、したがって、国家が十分な救済策を講ずべきであると指摘いたしておるのであります。さらに、高度の経済成長を遂げたわが国において、国家財政上、これが不可能で

あるとはとうてい考えられない点も強調いたしておるのであります。
かくのごとく、原爆被爆者援護の問題は、単に長崎、広島という特定地区の問題でなく、原水爆禁止問題とともに、国民すべての重大問題なりと確信いたすものであります。(拍手)

戦後二十年の歳月をけみした今日、農地補償や在外補償等が終戦処理の一環として論及される中で、いままお人道に放置することのできない原爆被害者に対する十分な施策が実現されなかつたことをわれわれは心から遺憾に感じておつたのであります。しかるに、本日、ここに決議案が上程されましたことは、まことに喜ばしく存するのであります。

特に、この際、今日までの医療法が援護法として、東京裁判にもあること、高度成長経済にふさわしい原爆被害者全般に対する補償、救済措置が一日もすみやかに実現されることを強く要望いたしますと同時に、当面医療手当の増額、制限の撤廃あるいは特別被爆者の範囲制限の撤廃拡大、さらに、医師の認める被爆者のための精密検査施設の設立あるいは被爆者の医療の裏づけとなりまます生活保障、同時に、治療あるいは保養に際しての鉄道運賃等の減免制度の確立、不幸死没者に対しましては弔慰金、葬祭料の支給、さらには死没者の遺家族の生活の実態を十分に調査し、援護対策を樹立するための原爆被害者対策審議会の設立等、直ちに制度強化されることの緊要たることを重ねて主張し、本決議案に賛成の意を表するものであります。何とぞ諸君の絶大なる御賛同を心からお願ひ申し上げます。(拍手)

あるとはとうてい考えられない点も強調いたしておるのであります。
かくのごとく、原爆被爆者援護の問題は、単に長崎、広島という特定地区の問題でなく、原水爆禁止問題とともに、国民すべての重大問題なりと確信いたすものであります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。厚生大臣小林武治君。

〔國務大臣小林武治君登壇〕

○國務大臣(小林武治君) ただいま可決されました御決議につきましては、十分にその趣旨を体して善処すべく、慎重に検討いたしたいと存じます。

(拍手)

日程第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に

○議長(船田中君) 日程第二、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に御承認を求めるとの件を議題といたします。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に御承認を求めるとの件

右 国会に提出する。

昭和三十一年二月二十七日 内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に御承認を求めるとの件

近畿圏整備本部に大阪事務所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

別紙

名	称	位置
近畿圏整備本部大阪事務所		大阪市

理由 近畿圏整備本部の事務運営の効率化及び円滑化を図るため、近畿圏整備本部に、地方機関として大阪事務所を設置する必要があるからである。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔丹羽喬四郎君登壇〕

○丹羽喬四郎君 ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に御承認を求めるとの件につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、近畿圏整備本部における近畿圏整備計画の策定及びその実施の推進の進捗に伴い、本部の事務運営の効率化及び円滑化をはかるため、近畿圏整備本部に、地方機関として、本部の事務の一部、すなわち、近畿圏整備計画のために必要な現地調査をはじめ、圏の関係地方行政機関及び地方公共団体との連絡並びに整備計画の実施の推進等の事務を分掌させる大阪事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるといふものであります。

本件は、二月二十七日日本委員会に付託され、三月六日提案理由の説明を聴取し、四月一日にその審議に当たりました。審議の詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、同日、質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件(参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第三、国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件を議題といたします。

国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件

右は本院において可決した。よって国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年二月二十一日 参議院議長 重宗 雄三 衆議院議長 船田中殿

会の議決を求めるとの件

イ 所在地 東京都千代田区麴町一丁目一番地

ロ 口座名 皇居外苑

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備	考
土地	公園	一、三三三坪	一、九二五、〇九九円	所管換	一、九二五、〇九九坪	
					一、九二五、〇九九坪	

3 次の公用財産を皇室用財産とするため、法第十三條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備	考
土地	公園	一、四三三坪	一、九二五、〇九九円	所管換	一、九二五、〇九九坪	
					一、九二五、〇九九坪	

2 次の公用財産を皇室用財産とするため、法第十三條第一項及び第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件

1 次の公用財産を公用財産とするため、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」といふ)第十三條第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件

イ 所在地 京都市上京区烏丸通り

ロ 口座名 京都御苑

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

昭和三十一年四月三日 衆議院会議録第二十一号 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に御承認を求めるとの件

昭和三十九年四月三日 衆議院會議録第二十一号 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

ロ 口座名 日本丸宿舍

皇居東部

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備	考
土地	敷地	六、五五坪	二、九七〇、〇三二、一七	種別替		
立木竹	樹木	一、三〇〇本	八八、〇〇三			
工作物	門ほか	一個	一、八三三、一〇九			
計			二、九四九、〇四一、二八二			

4 次の財産を皇室用財産として取得することについて、法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

一 宮殿の新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	事務所	延坪三、六二坪	六、七六九、〇〇〇、〇〇〇	新築	鉄骨、鉄筋コンクリート造り地上二階地下二階	
	延坪六、九三				附帯工作物を含む。	

二 宮殿の附帯施設としての電気機械室の新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	雑屋建	延坪五二坪	三、四三三、〇〇〇、〇〇〇	新築	鉄筋コンクリート造り地下二階	
	延坪五二				附帯工作物を含む。	

三 宮殿の附帯施設としての地下駐車場の新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	倉庫建	延坪二、三三坪	四、五六〇、〇〇〇、〇〇〇	新築	鉄筋コンクリート造り地下二階	
	延坪二、三三				附帯工作物を含む。	

四 宮殿周辺工作物の新設

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
工作物	門	一個	一六五、〇〇〇	新設		
	四障	一個				
	水道	一個				
	下水	一個				
	築庭	一個				
	舗床	一個				
	照明装置	一個	六、七六九、〇〇〇、〇〇〇			
	通信装置	一個				
	電話線路	五〇メートル				
	雑工作物	一個				

五 皇居東側地区工作物の新設

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
工作物	水道	一個	三、六三三、〇〇〇、〇〇〇	新設		
	下水	一個				
	築庭	一個				
	舗床	一個				
	照明装置	一個				
	消火装置	一個				
	電話線路	一、三三〇メートル				
	電力線路	八〇〇メートル				
	雑工作物	一個				

六 皇后陛下御遺曆記念ホールの新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	事務所	延坪二、四四坪	八、八七〇、〇〇〇、〇〇〇	新築	鉄筋コンクリート造り地上二階	
	延坪二、四四				附帯工作物を含む。	

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 ただいま議題となりました国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件につきま

して、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本件は、公園である公共用財産を公

用財産とすること等につきまして、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めようとするもので、その内容は次のとおりであります。

まず第一は、総理府宮内庁京都事務所庁舎敷地とするため、厚生省所管の公共用財産である京都御苑の一部を総理府所管の公共用財産に所管がえしよ

とするものであります。第二は、公共用財産である皇居外苑と皇室用財産である皇居との境界について、一部不合理な点が見受けられますので、国有財産管理の適正を期するため、厚生省所管の公共用財産の一部を総理府所管の皇室用財産に所管がえしよ

うとするものであります。第三は、皇居東側地区内は、現在公共用財産と皇室用財産とに区分されてお

ります。現在皇居内庁舎の一部を仮宮殿として使用している状況でございますので、昭和三十五年一月の皇居造営

に関する閣議決定に基づき、この際新築しようとするものであります。な

お、宮殿の付帯施設といたしまして、電気機械室及び地下駐車場を新設する

はか、宮殿周辺の道路、上下水道、照明装置等の工作物を新設することにいたしてあります。

次は、皇居東側地区の整備に伴いまして、これに必要な道路、上下水道等の工作物を新設しようとするものであります。

次は、皇后陛下の御還曆を記念いたしまして、音楽、舞臺の演奏その他皇室関係の講演、映写等を行なうホールとして、皇后陛下御還曆記念ホールを新築しようとするものであります。

本件は、参議院先議の後、本院に送付されたものであります。当委員会において審議の結果、去る四月一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(船田中君) 採決いたします。本件の委員長報告は可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、日本貿易振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 昭和三十九年二月十三日 内閣総理大臣 池田 勇人

日本貿易振興会法の一部を改正する法律 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができ

る。 3 振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第八条中「六人以上」を「七人以上」に改める。 第十八条第四項中「十二人以上」を「十五人以上」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 日本貿易振興会の業務量の増大に伴い、その業務の円滑な遂行を図るため、理事を増員するとともに、日本貿易振興会に対する政府の追加出資に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕 ○二階堂進君 ただいま議題となりました日本貿易振興会法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、日本貿易振興会は、従来輸出振興のために相当の実績をあげてきていたのでありますが、今後わが国の輸出振興上、同会の占める役割はますます重大となってきております。

本案は、このような事態に対処して、日本貿易振興会の業務量の増大に備え、同会に対する助成を強化して、同会の体制をより一そう整備するため提案されたものであります。

その内容は、政府が追加出資を行なうことができるように資本金に関する規定を整備すること、理事の定数を六人以上から七人以上に改めること、及び運営審議会の委員の定数を十二人以上から十五人以上に改めることであり

ます。なお、昭和三十九年度一般会計

予算に出資金として五億円が計上されております。

同日、質疑を終了し、日本社会党より、資本金の追加出資金額に関する規定については法文に明記すべき旨の修正案が提出されましたが、採決の結果、少数をもって否決され、引き続き本案を採決しましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。大村邦夫君。

〔大村邦夫君登壇〕 ○大村邦夫君 私は、ただいま議題となりました日本貿易振興会法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の討論を行なうものであります。(拍手)

以下、反対とする理由について、順次申し上げます。御承知のように、日本貿易振興会、すなわちジエトロは、昭和三十三年、わが国の貿易振興に寄与する機関として、第二十八回国会において成立を見た日本貿易振興会法に基づき、全額政府出資の特殊法人として設立されたものであります。特にその際、ジエトロの活動が民主的、効果的に行なわれることを期待し、同法に対し附帯決議を行

なつたのであります。

六〇三

昭和三十三年四月三日 衆議院会議録第二十一号 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件 日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

官報(号外)

その内容は、振興会の役員及び運営審議会委員にはできる限り民間識者

その派遣地域が、主として住みやすい先進地域であつて、市場開拓を必要とする低開発地域は全く無視されてお

他方、海外派遣員について見ても、その派遣地域が、主として住みやすい

また、見本市の開催についてありますが、その目的が貿易の振興をはかる

出取引を阻害しているのが現実の姿であります。

最後に、理事の増員について申し上げます。理事の増員は、ジェトロの業

土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

最近における公共事業に必要な用地の取得は、事業量の著しい増大に伴

用委員会の事務を整理させるための専任の職員を置くことができることとい

第五に、海底を公共事業の用に供する場合において、漁業権等が収用の対象

ものとすよう、都市計画法の一部を改正することにいたしてあります。
 以上が、この法律案の趣旨であります。以上が、何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。(拍手)

土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。西宮弘君。

〔西宮弘君登壇〕
 ○西宮弘君 ただいま趣旨説明のありました土地収用法等の一部を改正する法律案に關連いたしまして、私は、日本社会党を代表いたしまして、若干質問いたしたいと存じます。
 土地収用についての問題は、言うまでもなく、公益と私益との衝突に対して、できるだけその両者の調和を円満にはかろうとする点にあるわけであり、また、最近、次第に公益の名のもとに私益、私権に対する圧迫が強まりつつありますことは見のがすことのできない重大問題であります。(拍手) もちろん、私権といえども、私権の権利といえども、公共の目的のために収用される場合のあり得ることは、憲法第二十九条に明らかに定めるところであります。したがって、問題は、いわゆる公益の認定いかんでありますし、さらに、私権に対する損害補償の方法いかんという問題であります。つまり、天下万人が認めるような高い公共性を持つ目的のためならば、私権の収用もまたやむを得ない場合があるの

であり、その際は十分なる手順を踏み、情理を尽くしてその補償の完へきを期さなければならぬことは申すまでもありません。
 しかるに、昭和二十六年の土地収用法の改正以来、昭和三十六年には公共用地の取得に關する特別措置法が制定せられ、収用の手続を極度に簡素化し、それがために私権の保護を著しく軽んずる結果と相なったのであります。当時わが党は、この特例法の制定に対して強く反省を求めたのであります。が、今回は、さらに大きくこれを上回って私権に対する圧迫を強めようとしておるのであります。このことは、われわれがとうてい納得することができないところであり、一体、何がゆえにかくのごとき強行手段に訴えざるを得なくなったのか、その原因なり背景なりを取り上げて、まず、その点に關して総理の御答弁をいたしたいと思ひます。

すなわち、今日かくのごとく土地の取得を困難ならしめ、常軌を逸した天井知らずの地価の高騰を招いて、それがために工業生産品のみならず、農産物などまでの値上がり原因となつて、国際競争力を弱め、あるいは地価の値上がりのために担保力がひとりで上昇し、それに基づいて信用力の過度の膨張をもたらすなど、各種の社会悪を生んでおるのであります。その原因は、言うまでもなく、強引な経済高度成長政策の強行にあるのであります。たとえば、昨年度の政府の経済白書に示された土地取得状況によりますと、昭和三十年には、工業用地は三百万坪で、用地取得総体の中で最下位の比率を占めておつたのであります。ところが、六年たった後の昭和三十六年

には、工場用地は一躍三千万坪と、まさに十倍にはね上がった、その比率も最高になったのであります。このような工業用地の大拡張は、他の公共施設あるいは国民生活に強い圧迫を加えずにはおかないのであります。その点に關しては、建設省が發行いたしました昨年の建設白書が正直にその事実を告白いたしております。すなわち、「民間設備投資の行き過ぎた強成長は、公共施設の整備の立遅れの回復をさらに困難にしたにとどまらず、最近においては、住宅や街路、公園、下水道、公害防止施設等の生活諸環境の整備の立遅れをも急速に社会的関心事とするに至つた。」このように述べて、設備投資の行き過ぎが社会問題の根源であることとを明白に指摘いたしておるのであります。

このように、大資本、大企業の生産拡大のために強引に推し進められてまいりました経済成長政策は、あまりにも多くのゆがみやひずみを国民生活にもたらしたのであります。総理はこれをいかに反省し、また、その是正のためにかなる対策を用意しておられるか、まず伺ひたいのであります。(拍手)
 この高度経済成長政策、いわゆる国民所得増進計画によりますと、今後公共投資の大部分は、既成の工業地帯並びにそれに關連する地帯に投せられることになり、その反面、たとえば北海道、東北、中部東日本は、合わせてわずかに一〇・三%、一割程度を投ずるところに、このように決定されておるのであります。これでは、今日身動きもとれないほどに押し詰められておる、す過大都市、過密都市は、一そうその混乱を激しくするばかりだと考えま

す。だから、そのような不合理は即刻改めて、従来後進地域と称された地帯に思い切つて先行投資を行ない、工場その他の分散を可能ならしめることこそ目下最大の緊要事だと考えます。
 今日、開放経済に立ち向かい、国際競争力を強化しなければならぬ企業にとりまして、豊富な労働力と水の確保と、さらに値段の安い土地に工場立地をはかりますことはきわめて大事であります。それがために、いわゆる後進地域の開発は魚眉の急務といわなければなりません。これについて首相の見解はいかがですか、承ります。

しかも、公共投資の効率について見れば、東京都においては、建設費総額のうち、土地代が既に七割を占めると経済白書は嘆息しているものであります。政府のせつかくの公共投資も、過大都市、過密都市においては、その大部分が土地買収費に費やされてしまつておることは、まことにもつたいない限りであります。根本的な対策として、国土全体をあくまでも合理的、効率的に活用いたしますために、いわば土地基本法、国土基本法のごときものを制定いたしました。国土全体の利用区分、利用計画を構立すべきだと考えますが、政府にはその用意はないのかどうか、お伺ひいたします。

このような根本的な対策を怠つて、ただ単に権力にものをいわせて他人の土地を強引に取り上げてしまつておる今回の法改正のごときは、まさに本末転倒だといわなければなりません。今回の改正において、土地収用が大いに強化されました。敷点をあげますと、まず、海底、海面をも収用の対

象としておりますが、事業認定のいかんによりましては、沿岸漁業を不当に圧迫するおそれが多いのであります。また、事業施行中に必要を生ずれば他の事業まであわせて収用し得ることとなり、さらにはなほだしきに至つては、特別措置法においては、特定公共事業なるものを政令によつて決定することができ、これに相なっておるのであります。これが不当な権限の拡大が当然に予想され、せつかく法によつて限定列挙されておりました従来の意味は完全に失われてしまつたのであります。さらに、その手続等は極端に簡易化され、関係当事者の意思を無視して行なわれ得るのであります。従来、特例法において、全く例外として、特殊の場合においてのみ許されておつた強硬手段が、今回は全面的に一般法の中に取り入れられ、これを大原則として確立してしまつたのであります。従来は、収用法に於けるおとどかしただけで、純朴な農民などは直ちに縮み上がったのであります。したがって、今回の改正は、さらにこれに輪をかけて、あまりにも官憲の権力拡大だと断ぜざるを得ません。これに対する首相並びに所管大臣の御所見はいかがですか、お伺ひいたします。

あるいは建設大臣が事業の施行主体である場合もあり、また事業認定の機関となる場合もありますが、その建設大臣が、同時に土地所有者との紛争の裁決に当たるべき収用委員会の権限を行使し得る場合があることを定めておるのであります。これでは、いわば一人の人格が訴訟人と裁判官を兼ねたと同じ結果となり、収用委員会の独立

昭和三十一年四月三日 衆議院会議録第二十一号 土地収用法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する西宮弘君の質疑

性を全く侵す結果となるのでありまして、あまりにも矛盾、不合理といわなければなりません。(拍手)建設大臣はどのように考えておられますか。

私は、このように権力をかきに着て土地を巻き上げようとするこのような法律をつくるよりも、その前にやらなければならぬ仕事がたくさんあると思っております。試みに、昭和三十五年以内閣審議室が行ないました調査によりまして、その年度内の土地取得者の中で、三〇％は思惑による土地の購入だと示されておるのであります。前にも述べたように、工場用地の大量の需要に伴って土地ブローカーが暗躍し、土地の買い占めが行なわれていることはまことに憂慮にたえないところでありまして、このように、不勞所得によるばらばらけは、一般人の勤勞意欲を低下させるなど、放置し得ない重大問題であります。

われわれ社会党は、このような不健全な土地の売買を抑えるために、次の施策を講ずべきことをかねがね提唱してまいりましたのでありますが、この際、あらためて具体的に提案したいと思っております。これを個条書きに読み上げます。これらはいずれもやる気があれば直ちにやれる実質的な案だけでありまして、ことに与党内随一の権力者、実力者といわれる河野さんがこれを担当しておられるのでありますから、私は、ぜひとも具体的なお答えをいただきたいと思っております。

一、国有地、公有地の大幅な開放、二、国あるいは地方自治体による工業用地、宅地、とりわけ、宅地の大規模の造成、三、土地、特に宅地については、国あるいは地方団体が開発区域を

指定し、その指定した地域の中には、各種の公共施設などを設置すること、に、住宅建築についての便宜をはかること、四、審議機関を設けて、政府あるいは知事、市町村長は、土地の標準価格を定めて、これを公表すること、五、政府は、不常に土地の利用状況、取引価格等を調査し、長期の土地供給計画を立てて国会の承認を求めること

六、土地公営あつせん機関の設置、七、投機的売買を抑制するため、一定規模以上の大土地取得を規制する方法を講じ、また、これに対しては税を加重すること、次に、税制としては、一定規模以下の小面積の取得者には税を軽減すること、前述の標準価格を超過して売却した者に対しては、その超過部分に対して特に税を課すること、さらに、いたずらに土地を遊ばせておくものに対しては、空閑地税を課すること。

右のごときはそれぞれいろいろな問題がございますけれども、地価抑制のための有効手段として、したがって必要な公共用地取得を容易ならしむるために、だれが考えてもきわめて当然な常識的な対策だと考えまして、われわれはかねてからこれを提唱してまいりましたのでありますが、政府はこのような根本的対策に手をつける意思はないのかどうか、お尋ねいたします。

以上、要するに、いたずらに権力にものをいわせて伝家の宝刀を振り回すようなことは、民主主義のいまの世の中では最もはやらないやり方でありまして、しかるに、遺憾ながら、今回の法律案はそれらの点を最も露骨に、最もむき出しにした法案であります。ゆえに、私どもはその審議に先立って、あ

えて重要な点、数点をあげてお尋ねいたしました次第であります。(拍手) 質問を終わります。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇】
○国務大臣(池田勇人君) 経済の発展に伴いまして、最近、土地価格の問題が重要な課題となつてまいりました。この土地価格の上昇の原因は、おおむね、宅地の需要に對する供給の不足でございます。したがって、われわれはいたしましては、この情勢にかんがみまして、宅地の急速な造成あるいは合理的な利用と同時に、産業あるいは人口の地方分散を考へていかなければならぬと思つております。

また、国土の全体的な合理的あるいは効率的な利用につきましては、国土総合開発法によりまして、あるいは首都圏整備、あるいは近畿圏整備、新産業都市、また工業整備特別地域等によりまして分散をはかり、国土の合理的、効率的な利用を計画いたしておるのであります。

なお、土地収用法につきましては、公共の利益と私有財産の保護、これを調整するための土地収用法でございます。最近の状況から見まして、私は、公共事業が非常に多重化し、また迅速の必要性が非常に関係上、今回の改正は、土地の値上がり防止の意味からも必要な措置と考へておるのでございまして、あくまで私権の侵害の防止にとつとめることは当然のことでございます。(拍手)

【国務大臣河野一郎君登壇】
○国務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。

お話のように、土地の取得が非常に困難であることは事実でございます。が、私といたしましては、ゆつくり時日をかけてお話し合いの上で取得することは、今日のようにやっておるのと同じでございます。しかし、こういふふうにしておりましては、全体の国民諸君が強く要望せられておられますように、早道路を何とかしないか、早く公共事業を何とかしないかという御期待にこたへることが困難であるという意味合いから、従来とかく収用の手続その他について遺憾の点がありました点を直すのが今回の改正の趣旨でございます。土地の取得が困難だからこれに強引にやるのだということではございせん。もちろん、従来のとおり、収用委員会もしくは話し合い等は十分いたしました上でやることでございます。それから、その点は、土地収用法が現に認められておまして、そうしてこれによつて円滑にものが進んでおるのでございまして、それを手続その他に直すのが今回の改正でございますから、御了解を得たいと思つてございまして、

第二に、国土の計画を立ててもう少し合理的に土地の利用をすべきじゃないかというお話でございます。ごもつともな御意見でございます。われわれといたしましては、長期にわたつてわが国土がどうあるべきかということについての意見は、民間各方面の議論の士の意見を十分伺ひまして、せつかく成案につとめておるのでございまして、もちろん、一部素案は用意いたしました。これに基づきまして道路計画、港湾その他の計画を進めておりますことは、申すまでもないのでござい

ます。

次に、これをむやみに適用していくつもりじゃないかということでございます。お尋ねは、そういうことは毛頭考へておりません。もちろん、特例法の範囲内においてやるつもりでございます。ただこれをむやみに広げてやるというふうなことはいたしませんし、委員会の審議の過程におきまして十分趣旨を御説明申し上げて御了解を得たいと思つておるのでございます。

最後に、いろいろ例をあげて御教示を賜りましたが、私といたしましては、これらにつきましては全く同様を考へまして、これらの点を十分検討して実現に努力をいたしておることでございます。もちろん、その中には、たとへば空地に對する税金をかけるというようなことについても、各方面にいろいろ意見が分かれておまして、実現することの困難なものもありませんけれども、大体においては私もこれらの点を実現することに努力いたすつもりでございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時六分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 小林 武治君
通商産業大臣 福田 一君
建設大臣 河野 一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君
 内閣法制次長 高辻 正巳君
 厚生省公衆 衛生局長 若松 栄一君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る三月三十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律

印紙税法の一部を改正する法律

(通知書受領)
 一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十九年度一般会計予算

昭和三十九年度特別会計予算

昭和三十九年度政府関係機関予算
 一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律

所得税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

相続税法の一部を改正する法律
 物品税法の一部を改正する法律
 とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律

日本開発銀行法の一部を改正する法律

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

地方税法等の一部を改正する法律

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律

道路運送車両法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

文部省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

医療金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業指導法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

甘味資源特別措置法
 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法
 北海道寒冷地畑作農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律
 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律

関稅定率法等の一部を改正する法律

自動車検査登録特別会計法
 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めの件

(政府委員承認)
 一、去る三月三十一日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

総理府特別地域連絡局長事務代理 三枝 三郎

一、昨二日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局 吉國 一郎

第一部局長 荒井 勇

第三部長 北脇 信夫

郵政省監査局長 信夫

(政府委員任命)
 一、去る三月三十一日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、三月三十一日議院において承認した三枝三郎を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、二日議長において承認した吉國一郎君外二名を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)
 一、去る三月三十一日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、同日(総理府特別地域連絡局長)大竹民陽の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
 一、去る一日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、三月三十一日付をもつて内閣法制局第一部長山内一夫は退職し、また同日付をもつて郵政省監察局長秋元三郎は同監察局勤務となり、また四月一日付をもつて内閣法制局第三部長吉國一郎は同第一部長に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

理事 長谷川正三君(理事山中君に替り)
 郎君去る一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
 一、去る三月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 塚田 徹君 安藤 覺君

法務委員 久保田鶴松君 山本 幸一君

林 百郎君

文教委員 前田榮之助君 井岡 大治君

運輸委員 井岡 大治君 河野 正君

建設委員 井岡 大治君 中嶋 英夫君

予算委員 安藤 覺君 塚田 徹君

決算委員 田中織之進君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 田原 春次君 松井 誠君

成田 知巳君

大蔵委員 小川 平二君 田中 武夫君

野原 覺君 松平 忠久君

大村 邦夫君 島口重次郎君

米内山善二郎君 菅野和太郎君 大村 邦夫君

米内重次郎君 島口重次郎君 野原 覺君

田中 武夫君 松平 忠久君

大村 邦夫君 島口重次郎君

米内山善二郎君 菅野和太郎君 大村 邦夫君

米内重次郎君 島口重次郎君 野原 覺君

田中 武夫君 松平 忠久君

大村 邦夫君 島口重次郎君

米内山善二郎君 菅野和太郎君 大村 邦夫君

米内重次郎君 島口重次郎君 野原 覺君

田中 武夫君 松平 忠久君

大村 邦夫君 島口重次郎君

米内山善二郎君 菅野和太郎君 大村 邦夫君

米内重次郎君 島口重次郎君 野原 覺君

田中 武夫君 松平 忠久君

大村 邦夫君 島口重次郎君

米内山善二郎君 菅野和太郎君 大村 邦夫君

米内重次郎君 島口重次郎君 野原 覺君

昭和三十三年四月三日 衆議院會議録第二十一号 朗読を省略した議長長の報告

六〇八

<p>予算委員 安藤 覺君 山本 勝市君 大高 康君 山本 幸一君</p> <p>決算委員 一、昨二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 篠田 弘作君 湊 徹郎君</p> <p>文教委員 田川 誠一君 久保田鶴松君</p> <p>建設委員 中嶋 英夫君</p> <p>決算委員 湊 徹郎君 山口喜久一郎君 篠田 弘作君</p> <p>(常任委員補欠選任) 一、去る三月三十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 安藤 覺君 塚田 徹君 法務委員 畑 和君 松井 誠君 志賀 義雄君 文教委員 井岡 大治君 前田榮之助君 運輸委員 河野 正君 井岡 大治君 建設委員 久保田鶴松君 予算委員 塚田 徹君 安藤 覺君 決算委員 山本 幸一君 一、去る一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 外務委員 成田 知巳君 山本 幸一君 田原 春次君 大蔵委員 谷川 和穂君 島口重次郎君 大村 邦夫君 米内山義一郎君</p>	<p>野原 覺君 田中 武夫君 松平 忠久君 商工委員 小宮山重四郎君 野原 覺君 田中 武夫君 松平 忠久君 島口重次郎君 大村 邦夫君 米内山義一郎君 通信委員 山本 勝市君 久保田鶴松君 大高 康君 建設委員 中嶋 英夫君 予算委員 菅野和太郎君 大高 康君 山本 勝市君 決算委員 田中織之進君 一、昨二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 湊 徹郎君 篠田 弘作君 文教委員 山口喜久一郎君 通信委員 中嶋 英夫君 建設委員 久保田鶴松君 決算委員 篠田 弘作君 田川 誠一君 湊 徹郎君</p> <p>(理事補欠選任) 一、去る三月三十一日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 島上善五郎君(理事野原覺君去る三月三十一日理事辞任につきその補欠)</p> <p>(特別委員辞任) 一、昨二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 河野 正君 石野 久男君 科学技術振興対策特別委員</p>	<p>(特別委員補欠選任) 一、昨二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 科学技術振興対策特別委員 石野 久男君 河野 正君 (議案提出) 一、去る三月三十一日、議員から提出した議案は次の通りである。 森林基本法案(川俣清音君外十二名提出) 一、去る一日、内閣から提出した議案は次の通りである。 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨二日、議員から提出した議案は次の通りである。 原爆被害者援護強化に関する決議案(田中正巳君外六十名提出) 一、昨二日、内閣から提出した議案は次の通りである。 林業基本法案 鉱山保安法の一部を改正する法律案 東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案 (議案受領) 一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 原爆被害者援護強化に関する決議案 田中正巳君外六十名</p>	<p>(議案付託) 一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)(参議院送付) 文教委員会 付託 一、去る一日、委員会に付託された議案は次の通りである。 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号) 大蔵委員会 付託 一、昨二日、委員会に付託された議案は次の通りである。 東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案(内閣提出第一五三三号) 運輸委員会 付託 (議案送付) 一、去る三月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案 麻薬取締法の一部を改正する法律案(議案通知) 一、去る三月三十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案 外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案 印刷税法の一部を改正する法律案(議案通知書受領) 一、去る三月三十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p>	<p>国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 昭和三十九年度一般会計予算 昭和三十九年度特別会計予算 昭和三十九年度政府関係機関予算 日本科学技術情報センター法のの一部を改正する法律案 所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案 相続税法の一部を改正する法律案 物品税法の一部を改正する法律案 とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案 日本開業銀行法の一部を改正する法律案 北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案 道路運送車両法の一部を改正する法律案 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案 文部省設置法の一部を改正する法律案 通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p>
--	---	---	--	---

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業指導法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

関税込率法等の一部を改正する法律案

自動車検査登録特別会計法案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院において第四十五回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

甘味資源特別措置法案

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案

一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるとの件

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるとの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるとの件

(通知書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から、道路交通法の一部を改正する法律案を修正した旨の通知書を受領した。

(議案撤回)

一、昨日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。

原爆被害者援護に関する決議案(島上善五郎君外四名提出)

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所設置に關し承認を求めるとの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、近畿圏整備本部における、近畿圏整備計画の策定及びその実施の推進の進捗に伴い、その地方機関を設けて、本部の事務の一部を分掌させることにより、本部の事務運営の効率化及び円滑化を図る必要があるため、近畿圏整備本部大阪事務所を左記のとおり設置することについて、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるといふものである。

記

名	称	位置
近畿圏整備本部大阪事務所		大阪市

二 本件の議決理由

近畿圏整備本部における、近畿圏整備計画の策定及びその実施の推進の進捗に伴い、本部の事務運営の効率化及び円滑化を図るた

め、近畿圏整備本部に地方機関として、本部の事務の一部を分掌させる大阪事務所を設置することは、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算において、近畿圏整備本部のなかに大阪事務所設置関係経費として、約八百九十二万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年四月一日

建設委員長 丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

一 本件の要旨及び目的
本件は、公國である公共用財産を公用財産とすること等につき、国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
本件は、公國である公共用財産を公用財産とすること等につき、国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めようとするもので、その内容は、次のとおりである。

1 総理府官内庁京都事務所庁舎敷地とするため、厚生省所管の公共用財産である京都御苑の一部を総理府(官内庁)所管の公共用財産に所管換すること。

2 公共用財産である皇居外苑と皇室用財産である皇居との境界について、一部不合理な点が見受けられるので、厚生省所管の公共用財産の一部を総理府(官

内庁)所管の皇室用財産に所管換すること。

3 皇居東側地区内は、現在公共用財産と皇室用財産とに区分されているが、皇居附屬庭園としての同地区の整備を進行しているため、この際、総理府所管官内庁所管の公共用財産を皇室用財産に種別替すること。

4 次の皇室用財産を新築等により取得すること。

- (一) 宮殿の新築 予定価格
- 六、七六九、〇〇〇、〇〇〇円
- (二) 宮殿の附帯施設としての電気機械室の新築 予定価格
- 三四二、〇〇〇、〇〇〇円
- (三) 宮殿の附帯施設としての地下駐車場の構築 予定価格
- 四五六、〇〇〇、〇〇〇円
- (四) 宮殿周辺工作物(道路、上下水道、照明装置等)の新設 予定価格
- 六二五、〇〇〇、〇〇〇円
- (五) 皇居東側地区工作物(道路、上下水道等)の新設 予定価格
- 一一九、二九七、〇〇〇円
- (六) 皇后陛下御遷居記念ホールの新築 予定価格
- 八三、八四七、〇〇〇円

二 本件の可決理由

昭和三十一年一月の皇居造営についての閣議決定に基づき、宮殿及びその附帯施設等の新築を行ない、これらを皇室用財産として取得することともに、国有財産管理の適正を期するため、公共用財産を公用財産とする等の必要があるとするもので、これらは、いずれも適切妥当な措置であることを認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本件施行に要する経費

昭和三十一年度における経費として、一般会計予算に十六億六千六百四十四万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年四月一日

大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長船田中殿

一 議案の要旨及び目的

政府は、日本貿易振興会について、民間、政府共同の輸出振興の中核体として、その育成強化を図っている。従つて、昭和三十一年度予算においても補助額を計上し、貿易資料センターの設置、輸出秩序維持対策事業、国際見本市事業、トレードセンター等の海外施設の設置運営事業、業種別輸出振興対策事業等の一層の拡充強化を図ることとしている。

本案は、このような日本貿易振興会に対する助成の強化、同会の業務量の増大に対応して、同会の体制を整備し、長期にわたる経済の発展を図らうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 政府が追加出資を行なうことができるように、資本金に関する規定を整備すること。

2 理事の定数を六人以内から七人以内に改めること。

3 運営審議会の委員の定数を十人以内から十五人以内に改めること。

なお、本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、日本貿易振興会の育成強化を図り、わが国の輸出振興を図る措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本社会党藤田高敏君外二名より、「資本金の追加出資金額を法文に明記すべきである。」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に、日本貿易振興会出資金として五億円が計上されている。右報告する。

昭和三十九年四月一日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし、厚紙は二十円)
 (送料とも)

発行所 東京都港区赤坂美町二番地
 大蔵省印刷局 電話 東京 六二一

官報